

令和4年第5回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年5月11日（水）午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員（8名）

会 長	8 番	宮本 敏郎
会長職務代理者	7 番	朝倉 友子
委 員	1 番	増田 榮
	2 番	鈴木 憲司
	3 番	長崎 光男
	4 番	野村 斗士夫
	5 番	長谷川 貴子
	6 番	岩井 秀喜

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 4 年第 5 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3 番長崎光男委員、4 番野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 1 について、ご説明させていただきます。場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字天王前、地目は登記簿・現況共に畑、面積は 776 m²です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。譲受人の労力総数は 1 人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び、同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第 2 号の法人要件及び第 3 号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は 50 アールを超えておりますので、同項第 5 号の下限面

積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は畑作地帯になり、譲受人は許可後、露地野菜を作付けする計画であり、問題はないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○7番（朝倉友子）

今回、申請された農地について、現地を確認したところ周辺が畑として利用され、申請地も適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われま

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ、議案第2号整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字天王前、地目は登記簿が畑、面積は1.63㎡です。申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実

施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。では農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変（自然界によって起こる災害天変地異）によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

今回の議案のご説明ですが、申請地は現在も住宅用地の一部として使用されているもので、平成元年10月9日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（鈴木憲司）

申請地は、木塚地区です。申請地につきましては、宅地の一部として使用されました。居室や擁壁など相当年数が経過していると思われれます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とし、整理番号1から整理番号5までは、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、5ページ、議案第3号 整理番号1から整理番号5までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、8ページから11ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他5筆で、合計9,589㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は538㎡他1筆で、合計2,428㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が須賀字下割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,934㎡他8筆で、合計13,140㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が北辺田字下埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,802㎡他4筆で、合計7,883㎡です。

最後に整理番号5 農地の所在が矢口字内谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は823㎡他4筆で、合計6,002㎡です。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。貸付期間については、令和4年5月20日から令和14年5月19日までの10年間になります。

本件と次の議案第4号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により5名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1から整理番号5までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので議案第3号整理番号1から整理番号5までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1から整理番号5までは、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号4までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、12 ページ、議案第 4 号 整理番号 1 から整理番号 4 までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第 3 号 整理番号 1 から整理番号 5 と同じになります。8 ページから 11 ページまでをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が北辺田字古新田 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 3,000 m²他 16 筆で、合計 25,157 m²です。

次に整理番号 2 農地の所在が北辺田字下埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 2,802 m²他 1 筆で、合計 3,000 m²です。

次に整理番号 3 農地の所在が矢口字榎本 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 2,806 m²他 6 筆で、合計 7,813 m²です。

最後に整理番号 4 農地の所在が矢口字下流 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 3,072 m²です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10 a あたりの賃借料は 1.5 俵又は 1.5 俵相当額になり、期間は令和 4 年 5 月 20 日から令和 14 年 5 月 19 日までの 10 年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この 4 件の借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第 4 号整理番号 1 から整理番号 4 までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第 4 号整理番号 1 から整理番号 4 までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第 4 号整理番号 1 から整理番号 4 までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第5回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼、お疲れさまでした。

午後3時20分閉会